

PTA会員の皆様

神奈川県立霧が丘高等学校
PTA会長 加藤 加代子
校長 都丸 利幸

令和7年度 PTA臨時総会（書面総会）のご案内

日頃より本校のPTA活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、会則第12条に基づき、11月8日に開催された運営委員会の承認を受けて、臨時総会を書面により開催いたします。

これは、常任委員会委員の選出や次年度の役員選出にあたり、今年度中の改正が必要なため、臨時総会として開催するものです。

つきましては、本紙記載または学校ホームページ掲載の議案をご覧いただき、11月21日（金）までに以下記載の①②いずれかの方法で、回答書をご提出くださいますようお願いいたします。議案につきましては、会員の半数以上の提出を満たした上で、いただいた回答書のうち3分の2以上の同意を得た場合に可決とさせていただきます。何卒ご理解いただき、回答書をご提出くださいますようお願い申し上げます。

改正の概要（条文の番号は改正後のものです）

- ・第6条 役員の選出人数と負担を軽減し、管理職が副会長として業務を分担します。
- ・第7条 第8条 文言を整理しました。
- ・第17条 運営委員会の開催回数および成立要件を緩和し、常任委員会正副委員長の負担を軽減します。
- ・第18条 常任委員会の選出単位をクラスから学年に変更し、無理な選出とならないようにします。
- ・第19条 指名委員会の業務の実際に合わせ、名称についても変更します。
- ・第20条 文言を整理しました。
- ・第21条 現行会則では総会ごとに徴収額を決定することとなっていますが、会則に明記したうえで必要があれば会則改正を行います。
- ・第24条 運営委員会での承認ではなく、会計細則で要件を明記します。

*学校ホームページ（<https://www.pen-kanagawa.ed.jp/kirigaoka-h/hogosha/ptasoukai.html>）

- 1 決議日 令和7年11月26日（水）
2 議案 PTA会則の改正について



【議案回答書の提出方法】（①または②）

- ① 右の二次元コードからGoogleフォームへの入力
- ② 次ページ記載の議案回答書を各クラス担任へ提出（切り取ってご提出ください）

問合せ先
総務グループ 有働 押野
電話 045(921)6937

令和7年11月()日

次の議案について「承認する」または「承認しない」に○をつけてください。

(1)PTA会則改正案について

承認する・承認しない

何かご意見等ございましたらお書きください。〔

()年()組()番 生徒氏名

保護者等氏名

※兄弟、姉妹のいるご家庭は、生徒1人につき1枚ご提出ください。

-----キーラート-----

臨時総会議案

PTA会則の改正について

新旧対照表

新	旧
<p>(役員)</p> <p>第6条 本会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名(保護者等) (2) 副会長 3名(保護者等<u>2</u>・教頭または副校長1) (3) 書記 2名(保護者等<u>1</u>・教職員1) (4) 会計 2名(保護者等<u>1</u>・教職員1)</p>	<p>(役員)</p> <p>第6条 本会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名(保護者等) (2) 副会長 2名(保護者等) (3) 書記 3名(保護者等<u>2</u>・教職員1) (4) 会計 2名(保護者等<u>1</u>・教職員1)</p>
<p>(役員の<u>任務</u>)</p> <p>第7条 本会の役員の任務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長は本会を代表し、会務を統轄し、総会・役員会・運営委員会を招集する また各委員会の委員を委嘱し、すべての委員会に出席することができる (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行する (3) 書記は本会各会議の議事を記録し、書類を保管し庶務を行う (4) 会計は本会の会計を司り、財産を管理する (5) 校長・副校長・教頭は学校運営の立場から、すべての会合に出席して意見を述べることができる</p>	<p>(役員の<u>性格</u>)</p> <p>第7条</p> <p>(1) 会長は本会を代表し、会務を統轄し、総会・役員会・運営委員会を招集する。また各委員会の委員を委嘱し、すべての委員会に出席することができる。 (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行する。 (3) 書記は本会各会議の議事を記録し、書類を保管し庶務を行う。 (4) 会計は本会の会計を司り、財産を管理する。 (5) 校長・副校長・教頭は学校運営の立場から、すべての会合に出席して意見を述べることができる。</p>

<p>(役員の選出)</p> <p>第8条 役員の選出は<u>役員等候補者推薦委員会</u>の推薦により総会にて行う。</p> <p>2 役員等候補者推薦委員会の構成は<u>第 19 条</u>による。</p> <p>3 役員に欠員を生じたときの補充は第 16 条による。</p>	<p>(役員の選出)</p> <p>第8条</p> <p>(1) 役員の選出は<u>指名委員会</u>の推薦により総会にて行う。</p> <p>(2) <u>指名委員会</u>の構成は別に決める。</p> <p>(3) 欠員を生じたときの補充は第 16 条による。</p>
<p>(定足数、議決)</p> <p>第 17 条 運営委員会は構成員の3分の1以上の出席により成立する。</p> <p>2 常任委員会の正副委員長の出席が困難な場合、当該常任委員会から代理者が出席することができる。</p> <p>3 出席者の2分の1以上の同意をもって議決する。</p>	<p>第 17 条 運営委員会は毎学期1回以上開き、それぞれの委員の半数以上の出席により成立する。</p>
<p>(常任委員会)</p> <p>第 18 条 本会は活動のため次の各号の常任委員会を置く。</p> <p>(1) 学年委員会</p> <p>(2) 広報委員会</p> <p>(3) 成人教育委員会</p> <p>(4) 交通安全委員会</p> <p>2 委員会の委員は各学年単位で選出し、正副委員長は委員の互選とする。</p> <p>3 本会に特別委員会を置くことができる。特別委員会は特別の目的を達するため、必要により運営委員会の承認を得て構成し、会長が召集する。</p>	<p>第 18 条</p> <p>(1) 本会は常任委員会として学年・広報・成人教育・交通安全の各委員会を置く。委員会の委員は各学級単位で選出し、正副委員長は委員の互選とする。</p> <p>(2) 本会に特別委員会を置くことができる。特別委員会は特別の目的を達するため、必要により運営委員会の承認を得て構成し、会長が召集する。</p>
<p>(役員等候補者推薦委員会)</p> <p>第 19 条 役員等候補者推薦委員会は次の各号で構成する。</p> <p>(1) 各委員会より2名ずつ計8名</p> <p>(2) 教職員より2名</p> <p>2 役員等候補者推薦委員会は次年度の役員、会計監査委員の候補者氏名をあげ、被指名者の同意を得て総会の承認を受ける。また、立候補を希望する者は予め役員等候補者推薦委員会に申し出なければならない。</p> <p>3 役員等候補者推薦委員会は常任委員会委員について、勧誘を行う。</p>	<p>(指名委員会)</p> <p>第 19 条</p> <p>1 指名委員会は次の 12 名で構成する。</p> <p>(1) 各委員会より2名ずつ計8名</p> <p>(2) 役員より2名</p> <p>(3) 教職員より2名</p> <p>2 指名委員会は次年度の役員、会計監査委員の候補者氏名をあげ、被指名者の同意を得て総会の承認を受ける。また、立候補を希望する者は予め指名委員会に申し出なければならない。</p>
<p>(会計監査)</p> <p>第 20 条 本会に会計監査委員2名(保護者等)を置き、その年度の会計を監査し、総会に報告する。</p> <p>2 会計監査委員の選出および任期は役員に準ずる。</p>	<p>第 20 条 本会に会計監査2名(保護者等)を置き、その年度の会計を監査し、総会に報告する。その選出および任期は役員に準ずる。</p>

<p><u>(経費)</u></p> <p>第 21 条 本会の経費は会費およびその他の収入をもってあてる。</p> <p>2 <u>会費およびその他の経費の徴収額については、次の各号のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>会費 月額 250 円</u> (2) <u>教育振興費 月額 650 円</u> (3) <u>図書費 月額 150 円</u> (4) <u>特別積立金 2,000 円</u></p>	<p>第 21 条 本会の経費は会費およびその他の収入をもってあてる。<u>会費の額および納入の方法は総会の決定による。</u></p>
<p><u>(会計年度)</u></p> <p>第 22 条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p>	<p>第 23 条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p>
<p><u>(会計細則)</u></p> <p>第 23 条 会計に関する必要な事項は、別途「PTA会計細則」に定める。</p>	<p>第 24 条 会計に関する必要な事項は、別途「PTA会計細則」に定める。</p>
<p><u>(会費の減免)</u></p> <p>第 24 条 <u>会費の減免についてはPTA会計細則に定める。</u></p>	<p>第 22 条 <u>会員は運営委員会の承認した場合は会費免除される。</u></p>
<p>附則</p> <p>1 この会則は昭和 50 年4月5日より効力を生じる。</p> <p>2 昭和 53 年5月 27 日改正</p> <p>3 平成8年5月 18 日改正</p> <p>4 平成 18 年5月 12 日改正</p> <p>5 平成 19 年5月 11 日改正</p> <p>6 平成 30 年5月 12 日改正</p> <p>7 令和4年5月 14 日改正</p> <p>8 <u>令和7年 月 日に改正し、令和8年4月1日より効力を生じる。また、第 19 条については即日効力を生じる。</u></p>	<p>附則</p> <p>1 この会則は昭和 50 年4月5日より効力を生じる。</p> <p>2 昭和 53 年5月 27 日改正</p> <p>3 平成8年5月 18 日改正</p> <p>4 平成 18 年5月 12 日改正</p> <p>5 平成 19 年5月 11 日改正</p> <p>6 平成 30 年5月 12 日改正</p> <p>7 令和4年5月 14 日改正</p>

改正案

神奈川県立霧が丘高等学校 P T A 会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は神奈川県立霧が丘高等学校 P T A と称し、事務所を同校内に置く。

(目的)

第 2 条 本会は会員相互の協力により、生徒の健全な発達と福祉の増進を図るとともに、教育環境の向上に協力することを目的とする。

(性格)

第 3 条 本会は教育を目的とする民主的団体であり、関係団体・教育機関と協力して活動するが、いかなる営利的、宗教的、政党的活動にも関係を持たない。また学校の管理運営・人事などの干渉をしない。

(事業)

第 4 条 本会はその目的を達するため次の活動をする。

- (1) 会員相互の親睦と教養の向上につとめる
- (2) 学校と家庭の連絡を密にし、教育の効果を高める
- (3) 学校の教育環境の向上に協力する

第 2 章 会員・役員

(会員)

第 5 条 本会は本校に在籍する生徒の保護者、生徒が18歳に達する日の前日において保護者であった者（以下「保護者等」という。）および本校の教職員で構成し、会員はすべて平等の権利を有し義務を負う。

(役員)

第 6 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名（保護者等）
- (2) 副会長 3名（保護者等 2・教頭または副校長 1）
- (3) 書記 2名（保護者等 1・教職員 1）
- (4) 会計 2名（保護者等 1・教職員 1）

(役員の任務)

第 7 条 本会の役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統轄し、総会・役員会・運営委員会を招集する
また各委員会の委員を委嘱し、すべての委員会に出席することができる
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行する
- (3) 書記は本会各会議の議事を記録し、書類を保管し庶務を行う
- (4) 会計は本会の会計を司り、財産を管理する
- (5) 校長・副校長・教頭は学校運営の立場から、すべての会合に出席して意見を述べることができる

(役員の選出)

第 8 条 役員の選出は役員等候補者推薦委員会の推薦により総会にて行う。

2 役員等候補者推薦委員会の構成は第19条による。

3 役員に欠員を生じたときの補充は第16条による。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は1ヵ年とする。ただし再任は妨げない。欠員により補充された役員の任期は前任者の残任期間とする。

第3章 総会

(総会)

第10条 総会は本会の最高決議機関であって、定期総会と臨時総会に分ける。

(定期総会)

第11条 定期総会は毎年1回年度始めに開き、役員の選出、会務、決算の報告、新年度の事業計画、予算を審議し議決する。

(臨時総会)

第12条 臨時総会は必要に応じ、運営委員会の承認を得て隨時会長が召集する。

(定足数)

第13条 総会の定足数は会員の半数以上とする。ただし委任状で出席に代えることができる。議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第4章 役員会・運営委員会

(役員会)

第14条 役員会は本会役員で構成し会務を処理する。

(運営委員会)

第15条 運営委員会は本会の役員、常任委員会の正副委員長によって構成する。

(運営委員会の任務)

第16条 運営委員会の任務は次のとおりとする。

(1) 総会に関する事項を処理する。また緊急やむを得ない場合は総会を代行する。

ただしこの場合は全会員に報告し、次の総会で承認を得なければならない。

(2) 役員、会計監査委員に欠員を生じたときは、その後任を指名し補充する。

(3) その他本会の事業執行に関して必要な事項を審議し処理する。

(定足数、議決)

第17条 運営委員会は構成員の3分の1以上の出席により成立する。

2 常任委員会の正副委員長の出席が困難な場合、当該常任委員会から代理者が出席することができる。

3 出席者の2分の1以上の同意をもって議決する。

第5章 各種委員会

(常任委員会)

第18条 本会は活動のため次の各号の常任委員会を置く。

(1) 学年委員会

(2) 広報委員会

- (3) 成人教育委員会
- (4) 交通安全委員会

- 2 委員会の委員は各学年単位で選出し、正副委員長は委員の互選とする。
- 3 本会に特別委員会を置くことができる。特別委員会は特別の目的を達するため、必要により運営委員会の承認を得て構成し、会長が召集する。

(役員等候補者推薦委員会)

第19条 役員等候補者推薦委員会は次の各号で構成する。

- (1) 各委員会より 2名ずつ計 8名
 - (2) 教職員より 2名
- 2 役員等候補者推薦委員会は次年度の役員、会計監査委員の候補者氏名をあげ、被指名者の同意を得て総会の承認を受ける。また、立候補を希望する者は予め役員等候補者推薦委員会に申し出なければならない。
 - 3 役員等候補者推薦委員会は常任委員会委員について、勧誘を行う。

第6章 会計監査委員

(会計監査)

第20条 本会に会計監査委員 2名（保護者等）を置き、その年度の会計を監査し、総会に報告する。

- 2 会計監査委員の選出および任期は役員に準ずる。

第7章 会計

(経費)

第21条 本会の経費は会費およびその他の収入をもってあてる。

- 2 会費およびその他の経費の徴収額については、次の各号のとおりとする。

 - (1) 会費 月額250円
 - (2) 教育振興費 月額650円
 - (3) 図書費 月額150円
 - (4) 特別積立金 2,000円

(会計年度)

第22条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計細則)

第23条 会計に関する必要な事項は、別途「P T A会計細則」に定める。

(会費の減免)

第24条 会費の減免についてはP T A会計細則に定める。

第8章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第25条 個人情報の保護に関する必要な事項は、別途「P T A個人情報保護細則」に定める。

第9章 細則

(細則の制定)

第26条 本会則に必要な細則は、本会則に基づいて運営委員会が定め、次期総会の承認をうける。

第10章 改正

(会則の改正)

第27条 本会則は総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

附則

- 1 この会則は昭和50年4月5日より効力を生じる。
- 2 昭和53年5月27日改正
- 3 平成8年5月18日改正
- 4 平成18年5月12日改正
- 5 平成19年5月11日改正
- 6 平成30年5月12日改正
- 7 令和4年5月14日改正
- 8 令和7年 月 日に改正し、令和8年4月1日より効力を生じる。また、第19条について即日効力を生じる。